

改 正 後	現 行
<p>第 1～第 8 （略）</p> <p>（査定計画）</p> <p>第 9 地方農政局長（沖縄県にあつては<u>内閣府</u>沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、新規発生災害の査定を実施しようとする場合には、当該災害に係る都道府県知事（当該事業が地方自治法[昭和 22 年法律第 67 号]第 252 条の 19 第 1 項の指定都市[以下「指定都市」という。]に係るものにあつてはその長。以下同じ。）及び財務局長と打合せの上、査定計画（様式第 1）を<u>農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）</u>に提出するものとする。</p> <p>（査定）</p> <p>第 10 査定は原則として現地に行うものとするが、申請額が 1,000 万円未満の箇所又はやむを得ない理由により現地査定が困難である箇所については、現地農地事務所等において机上により査定を行うこと（<u>情報通信技術を利用して遠隔から査定を行うことを含む。</u>）ができる。この場合には写真（<u>写真に代わる動画、三次元点群測量により作成した画像を含む。</u>）、計画概要書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 11～第 13 （略）</p> <p>様式第 1～様式第 4 （略）</p>	<p>第 1～第 8 （略）</p> <p>（査定計画）</p> <p>第 9 地方農政局長（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、新規発生災害の査定を実施しようとする場合には、当該災害に係る都道府県知事（当該事業が地方自治法[昭和 22 年法律第 67 号]第 252 条の 19 第 1 項の指定都市[以下「指定都市」という。]に係るものにあつてはその長。以下同じ。）及び財務局長と打合せの上、査定計画（様式第 1）を<u>農村振興局長</u>に提出するものとする。</p> <p>（査定）</p> <p>第 10 査定は原則として現地に行うものとするが、申請額が 1,000 万円未満の箇所又はやむを得ない理由により現地査定が困難である箇所については、現地農地事務所等において机上により査定を行うことができる。この場合には写真、計画概要書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 11～第 13 （略）</p> <p>様式第 1～様式第 4 （略）</p>

附 則

この通知は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。